

8 帳簿の備え付け

ペットフードの取扱いをする事業者は、輸入・製造・販売の記録を帳簿に記載する（小売の場合を除く）。[第 10 条]



9 報告の徴収・立入検査

国は法律の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求めたり、立入検査を実施する。[第 11 ~ 13 条]

10 罰則

違反の内容により罰則が定められている（法人の場合 1 億円以下の罰金など）。[第 18 ~ 23 条]

note

ペットフードの異常に気づいたら

ペットフードの色や臭いの違いは、品質が変化したものであり、必ずしも安全性に直結する問題とは限りません。原因としては、原材料の変更等の影響や保管中の品質劣化など様々なことが考えられます。同一製品で同様の問題が発生しているかどうか確認するのであれば、パッケージに表示された事業者に問い合わせるとよいでしょう。



ペットフードを与えたペットの体調が悪くなった場合（嘔吐、下痢、吐血など）、飼い主は、まずは、かかりつけの獣医師の治療を受け、ペットの健康回復に努めてください。

体調悪化とペットフードの関係を調べるには、色々なことを確認しなければなりません。フードの保管状況、フードへの慣れ、ペットの健康状態などについて、診察した獣医師から何らかの助言を得られるかもしれません。しかしながら、ペットフード中の有害物質の特定には、疫学的な調査を含め幅広い情報収集と専門的な調査が必要となり、原因究明は必ずしも容易ではありません。品質の問題と同様、同一製品で同様の問題が発生しているかどうか、事業者に問い合わせるとよいでしょう。